

令和6年11月6日

財務大臣

加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 高橋 弘枝



## 医療機関、訪問看護事業所等への緊急財政支援に関する要望

医療機関や訪問看護事業所等では物価上昇や人手不足等、厳しい情勢下にありながらも、懸命に経営を維持し、質の高いサービス提供体制の確保に取り組んでいます。本年春闘における全産業の平均賃上げ率は過去30年で最大の5%台となり、日本経済全体で物価上昇を上回る賃金増加が期待されているところですが、全産業と比べて人件費率が高い医療業界では、経営面への影響が非常に大きくなります。

特に訪問看護事業所では令和6年度診療報酬改定でベースアップ評価料が新設されたものの、加算で手当てされる額は+2.3%のベースアップ率を想定したものです。ましてや、介護報酬改定では処遇改善に係る項目の新設はなく、介護保険の利用者が多い事業所では、賃上げに取り組みたくとも、原資が全く追いつかない状況です。

さらに、食費や衛生材料等、様々なコストの上昇も医療機関等の経営を圧迫しています。質の高い医療・看護提供体制を引き続き確保し、国民に安心・安全な療養環境を提供するためには、組織の安定的な経営が大前提です。

つきましては、良質な医療・看護を継続的に提供するためにも、医療機関等の財政支援につきまして、格別のご高配を賜りますよう強く要望します。

### 要望事項

1. 良質な医療・看護を継続的に提供するため医療機関、訪問看護事業所等の支援として、補助金支給等の財政措置を講じられたい。
2. 特に、看護師をはじめとする医療従事者の処遇改善のための補助金支給を実現されたい。